

■二〇二一年株主総会の実務対応(2)

役員選任議案に係る実務上の留意点

法務省令の改正点を中心に

芳川雅史

東京証券代行 取締役
法務・IR・コンサルティング営業担当

一 はじめに

本稿は、株主総会の実務対応として、株主総会の招集通知に添付される株主総会参考書類のうち、役員選任議案（本稿では主に取締役と監査役を対象とする）作成に係る実務上の留意点について上場会社および会社法上の公開会社を念頭に置いて解説する。「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第七〇号。以下「改正法」という）の施行に伴い「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（令和二年法務省令第五二号。以下「改正省令」という）が公布されており、施行日はともに一部を除き二〇二一年三月一日である。改正省令に伴い役員選任議案の法定記載事項が一部変更になっており、本稿は当該変更による影響を中心に解説するため、改正の影響

を受けない法定記載事項に係る留意点については、昨年までの当シリーズの解説等を参照願いたい。

本稿で引用する条番号は改正後のもので記載し、特に断らない限り「取締役」には監査等委員が含まれているものとして記載している。また、文中意見にわたる部分は筆者の私見であることをお断りしておく。

二 役員選任議案における法定記載事項と改正会社法施行規則の影響

会社法施行規則は、株主総会参考書類の全議案共通の記載事項として「①議案」、「②提案の理由」、「③監査役または監査等委員が、取締役提出議案等について法令もしくは定款に違反しまたは著しく不当な事項があると認めるとき

目次

- 一 はじめに
- 二 役員選任議案における法定記載事項と改正会社法施行規則の影響
- 三 改正省令による変更点と留意点
 - 1 役員選任議案における補償契約・役員等賠償責任保険契約関連の記載追加
 - 2 取締役・監査役候補者と親会社等との関係の記載拡充
 - 3 社外取締役が果たすことが期待される役割の概要
 - 4 社外取締役を置くことが相当でない理由の削除
- 四 その他の役員選任議案に関する留意点
 - 1 スキル・マトリックス
 - 2 その他
 - 3 継続会とした場合の役員選任議案の記載
- 五 おわりに

に、株主総会に報告すべき内容の概要」を記載すべきことを規定している（同規則七三条一項各号）。また、役員選任議案の記載事項として、取締役（監査等委員会設置会社は監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役、会計参与、監査役の別に同規則七四条～七六条に具体的に列挙されている。また、補欠の会社役員を選任する際は以上の記載事項に加えて同規則九六条の事項を反映する必要がある。

改正省令による役員選任議案記載事項の変更点およびその適用時期については図表1のとおり

〔図表1〕 株主総会参考書類における役員選任議案の改正点

改正項目	適用時期
a. 取締役・監査役・会計参与・会計監査人の選任議案における、補償契約・役員等賠償責任保険契約関連の記載追加（会社法施行規則74条1項5号・6号等）	施行日以後に締結される補償契約および役員等賠償責任保険契約に適用（改正省令附則2条6項）
b. 取締役・監査役候補者と親会社等との関係の記載拡充（会社法施行規則74条3項3号・4項7号等）	施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会に係る株主総会参考書類から適用（改正省令附則2条7項）
c. 「候補者が社外取締役……に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」の記載追加（会社法施行規則74条4項3号、74条の3第4項3号）	施行日以後に招集の手続が開始された株主総会に係る株主総会参考書類から適用（改正省令附則2条9項）
d. 「社外取締役を置くことが相当でない理由」の記載削除（改正前会社法施行規則74条の2）	施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会に係る株主総会参考書類から当該理由の記載不要（改正省令附則2条7項）

りである。それぞれの解説箇所でも述べるが、適用時期がそれぞれ異なるので注意が必要である。

三 改正省令による変更点と留意点

1 役員選任議案における補償契約・役員等賠償責任保険契約関連の記載追加

取締役、監査役、会計参与、会計監査人の選任議案において、候補者と会社との間で補償契約を締結しているときまたは補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要が記載事項とされた（会社法施行規則七十四条一項五号、七十四条の三第一項七号、七五号五号、七六条一項七号、七七条六号）。従前の記載事項である責任限定契約の記載と平仄を合わせて注記などでの候補者とどういふ契約を締結しているかまたは締結する予定であるかを記載することになる。補償契約で補償することができるのは、会社法四三〇条の二第一項各号に掲げる、役員等が支出した防衛費用と第三者に対する損害賠償・和解金を支払ったことによる損失であり、役員選任議案に記載を要する契約の内容の概要もこれらのうち契約内容とする事項を記載すればよい（図表2・3（全株懇モデルの文例）参照（注一））。

取締役、監査役、会計参与、会計監査人の選

任議案において、候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているときまたは当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要が記載事項とされた（会社法施行規則七十四条一項六号、七十四条の三第一項八号、七五号六号、七六条一項八号、七七条七号）。

補償契約と同様に注記などで記載することになる。記載すべき役員等賠償責任保険契約の内容の概要は、各社の契約内容により判断されるべきことになるが、基本的な役員等賠償責任保険契約によれば、役員等の職務を起因とする争訟費用および第三者・会社に対する損害賠償金・和解金を被保険者が負担した際に、その損害を一定の範囲で填補する保険契約を締結しているまたは締結する予定である旨を記載することが考えられる。

補償契約および役員等賠償責任保険契約に関する株主総会参考書類の記載は、施行日以後に締結される補償契約および役員等賠償責任保険契約から適用される（改正省令附則二条六項）。したがって、施行日前に締結された役員等賠償責任保険契約の被保険者となっている候補者の場合や、新任の候補者が就任後に当該保険契約の被保険者となる場合については記載を要しない。しかしながら、当該保険契約を更新する場合は会社法の適用があると解されている（注二）。通常のD&O保険は契約期間が一年の自

〔図表2〕 全国株懇連合会の株主総会参考書類モデル（取締役選任議案の抜粋）

第2号議案 取締役○名選任の件
 取締役全員（○名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役○名の選任をお願いしたいと存じます。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふりがな ○○○○ (○年○月○日生)	○年○月 当社入社 ○年○月 当社○○部長 ○年○月 当社取締役 ○年○月 当社常務取締役（経理・総務担当） 現在に至る (重要な兼職の状況) ○株式会社代表取締役副社長	○○○株
選任理由 ○○○○氏を取締役候補者とした理由は、……です。			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ 2	ふりがな △△△△ (○年○月○日生)	○年○月 ○○株式会社入社 ○年○月 同社○○部長 ○年○月 同社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) ○株式会社代表取締役社長	○○○株
選任理由および期待される役割の概要 △△△△氏を社外取締役候補者とした理由は……です。 △△△△氏には……や……といった経験を生かし、当社において、主に……を果たしていただくことを期待しております。			
(以下、省略)			

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. △△△△氏は社外取締役候補者であり、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は○○万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とします。
 3. ○○○○氏は、当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。また、当社は、△△△△氏との間で、同内容の補償契約を締結する予定です。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる……の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 5. 当社は△△△△氏を○証券取引所に独立役員として届け出ております。
 6. ※は新任の社外取締役候補者であります。

近年、上場子会社における少数株主の保護の
 2 取締役・監査役候補者と親会社等との関係の記載拡充

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる……の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

動更新であり任期中に更新の機会があるため、いずれにせよ当該契約を更新する際に被保険者に含まれることなる。そのような事実が株主総会参考書類作成時点で判明している場合は「役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるとき」に該当し、記載を要することになる。この場合、株主総会参考書類の作成が施行日前であったとしても、施行日以後に開催される株主総会に係る株主総会参考書類には当該記載を要することになるので三月以降に株主総会を開催する会社は注意を要する（注三）。以上のように、施行日前に保険契約が締結済みである場合の記載として、全国株懇連合会においてはモデル改正に合わせて次のような記載例が案内されている（注四）。

〔図表3〕 全国株懇連合会の株主総会参考書類モデル（監査役選任議案の抜粋）

第3号議案 監査役○名選任の件
 監査役全員（○名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役○名の選任をお願いしたいと存じます。
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふりがな ○○○○ (○年○月○日生)	○年○月 当社入社 ○年○月 当社○○部長 ○年○月 当社取締役 ○年○月 当社常勤監査役 現在に至る	○○○株
選任理由 ○○○○氏を監査役候補者とした理由は、……です。			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※2	ふりがな △△△△ (○年○月○日生)	○年○月 ○○株式会社入社 ○年○月 同社○○部長 ○年○月 同社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) ○○株式会社代表取締役社長	○○○株
選任理由 △△△△氏を社外監査役候補者とした理由は、……です。			
(以下、省略)			

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. △△△△氏は社外監査役候補者であり、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は○○万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とします。
 3. ○○○○氏は、当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。また、当社は、△△△△氏との間で同内容の補償契約を締結する予定です。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる……の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 5. 当社は△△△△氏を○○証券取引所に独立役員として届け出ております。
 6. ※は新任の社外監査役候補者であります。

必要性が指摘されていることなどを踏まえ、役員と親会社等などの関係についての情報開示を充実させることが重要との観点から、以下、(1)・(2)の改正が行われた。これらの改正点については、施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例によるとの経過措置が設けられている(改正定令附則二条七項)。したがって、三月決算会社の定時株主総会に係る株主総会参考書類から適用になる。

(1) 親会社における地位および担当
 会社が公開会社であって、かつ、他の者の子会社等である場合には、取締役・監査役選任議案において企業集団内における業務執行者の兼任状況を開示させる趣旨から一定事項の記載が求められている(会社法施行規則七四条三項等)。そのうち今回改正されたのは、次に掲げるとおり候補者が、過去に親会社や兄弟会社の業務執行者であった場合に、当該親会社や兄弟会社における地位および担当の記載を求める事項であり、このうち、改正前は過去五年間とされていた対象期間が過去一〇年間に改正された。

・ 候補者が過去一〇年間に当該他の者(親会社等である当該他の者のほかに、その子会社等——いわゆる兄弟会社——が含まれること)が各項の第二号において規定されている)の業務執行者であったことを当該株式会社

が知つているときは、当該他の者における地位および担当（会社法施行規則七四条三項三号、七四条の三第三項三号、七六条三項三号）。

「業務執行者」とは、会社法施行規則二条三項六号に定義されており、業務執行取締役、執行役、使用人などを指す（改正法により、会社と取締役が利益相反状況にあるとき等の場合に、会社法三四八条の二に基づき会社の業務執行を社外取締役に委託することが可能となったが、その場合の当該社外取締役を業務執行者から除く改正が行われている）。「会社が知つているとき」とは、当該株式会社がたまたま知つていた場合に記載すればよいということではなく、法定記載事項であることを踏まえて会社において必要な調査をすることが前提となつているので、候補者に対する調査票など、調査対象期間を過去一〇年間に広げて対応しなければならぬ（この点は、後記(2)の改正も同様である）。

記載対象となるのは、株主総会参考書類作成時点の親会社等およびその子会社等における過去一〇年間の履歴であり、過去一〇年間の親会社等やその子会社であったものをすべて洗い出して調査し記載するというのではないと解される（注五）。

記載事例をみると、略歴の中で示す例や、略歴中に該当する会社とその地位および担当を記載した上、注書に「〇〇氏は、略歴に記載のと

おり（過去五年以内（改正により一〇年以内とする）において）当社の親会社である□□株式会社（あるいは「当社の親会社□□株式会社の子会社である△△株式会社」の業務執行者であります（ありました）」と記載する例がみられる。

(2) 社外取締役候補者と特定関係事業者との関係
 会社が公開会社であつて、かつ、社外取締役候補者（監査等委員である社外取締役の候補者を含む。(2)において同じ）または社外監査役候補者である場合には、会社や特定関係事業者との関係につき一定事項の記載が求められている（会社法施行規則七四条四項七号、七四条の三第四項七号、七六条四項六号）。そのうち今回改正されたのは、各号のロ・ハで規定されている社外取締役候補者または社外監査役候補者が次の事項に該当するときにその旨の記載を求める点であり、改正前は過去五年間とされていた対象期間が過去一〇年間に改正された。

・ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限り）であり、または過去一〇年間に当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限り）であつたことがあること。

・ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、または過去一〇年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く）の業務執行者もしくは役員であつたことがあること。

「特定関係事業者」とは、会社法施行規則二条

三項一九号に定義があり、親会社等・親会社等の子会社等（親会社等がない場合は子会社）、関連会社、主要な取引先をいう。特定関係事業者に該当するか否かの判断は、株主総会参考書類作成時においてその該当性を判断してよいと解される（注六）。特定関係事業者の過去勤務者として記載が必要になる場合においても、退職してから相当の期間が経過している場合は、機関投資家の議決権行使基準においてクーリングオフ期間に該当し肯定的な判断に影響を及ぼさないこともあるので、退職時期を明記しておいたほうがよい（注七）。

3 社外取締役が果たすことが期待される役割の概要

社外取締役の監督の実効性を担保するため、取締役選任議案において候補者が社外取締役にあつたときは、「候補者が社外取締役……に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」を記載すべきこととされた（会社法施行規則七四条四項三号、七四の三第四項三号）。監査等委員である取締役の社外取締役候補者においても記載事項とされているが、社外監査役の候補者については記載事項とされていない。

すでに改正前の会社法施行規則において、「当該候補者を社外取締役候補者とした理由」「経営に関与したことがない候補者であつても社外取締役にとしての職務を適切に遂行すること

ができるものと当該株式会社が判断した理由」が記載事項とされている（同規則七四条四項二号・五号等）。これら従前の記載に、追加記載事項である期待される役割を含めて記載されている例もあり、そのような場合はあえて区分して重ねて記載する必要はない。

近年、資本市場からは社外取締役の役割として監督機能（経営陣に対する評価と指名・報酬への関与および会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督）が期待されており、コーポレートガバナンス・コード原則四一七にもその旨が明記されている。一方で次期コードの改訂においては、独立社外取締役には他社での経営経験を有するものを含めるよう規定される予定である（注八）。株主総会参考書類に記載する社外取締役に期待される役割の記載についてもそれらの観点を含めるのがよいと思われる。

たとえば、監督機能の発揮が期待される場合は次のような記載が考えられる。

〇〇氏は、経営陣から高い独立性を有しており、また、他社の社外取締役や独立諮問委員会の委員も務めていることから（弁護士としてコンプライアンス経営に高い見識があるため等）当社の取締役会において監督機能の発揮が期待されます。

また、他社での経営経験に焦点を当てた例と

しては次のような記載が考えられる。

〇〇氏は、グローバル企業での勤務経験があり国際経験が豊富であるため当社の海外事業戦略の展開において有益な助言が期待できることから（金融機関出身者として金融に関する知見と幅広い人脈を有しておりM&Aや資金調達において有益な助言が期待できることから等）社外取締役候補者としております。

今回の改正により事業報告には「社外取締役……が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」が記載事項とされていること（会社法施行規則一二四条四号ホ）を踏まえると、選任時に期待される役割と事業年度中の成果が招集通知にセットで開示されることになることから、かみ合わない記載にならないよう注意する必要がある。

株主総会参考書類に期待される役割の記載を求める規定は、施行日後に招集の手続が開始された株主総会に係る株主総会参考書類から適用される（改正省令附則二条九項）。「招集の手続が開始された」とは、株主総会参考書類が決定された時点、すなわち、通常であれば株主総会招集決定の取締役会（会社法二九八条一項、会社法施行規則六三条三号イ）時点となる（注九）。したがって、多くの場合一月決算・四月定時株主総

会会社から適用されることになろう。

4 社外取締役を置くことが相当でない理由の削除

改正法により、公開会社かつ大会社の監査役会設置会社であつて有価証券報告書を提出しなければならぬ会社（以下「適用会社」という）は、社外取締役を置かなければならないとする規定が設けられた（会社法三二七条の二）。この規定は、改正法の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは適用しないとされている（改正法附則五条）。したがって、三月決算会社の定時株主総会以降随時各決算の定時株主総会終結後から社外取締役の設置義務化が適用になる。社外取締役の設置が法的義務となったことから、改正法施行前の適用会社が社外取締役となる候補者を提出しない場合に、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主総会参考書類の記載事項としていた改正前会社法施行規則七四条の二は削除された。

前記のとおり改正法の適用が猶予されている関係で、施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会に係る改正前会社法施行規則七四条の二の株主総会参考書類の記載については、なお従前の例によるとの経過措置が設けられている（改正省令附則二条七項）。なお、

〔図表4〕 スキル・マトリックスの例（シードのサステナビリティ報告を一部修正）

取締役		企業経営	当社事業に関する知見	ガバナンス・リスクマネジメント・法務	財務・税務・会計・金融市場	M & A・経営再建	商品企画・生産・技術	化学・工学・薬学・医学	ロジスティクス	国際経験・海外ビジネス
代表取締役社長	□□ □□	●	●	●	●	●	●		●	●
取締役	□□ □		●				●			
取締役	□□ □		●				●	●		
取締役	□□ □□		●				●			
取締役	□□ □□		●	●	●					
社外取締役	□□ □□	●	●	●	●	●				●
社外取締役	□□ □□	●	●	●	●	●				
監査役		企業経営	当社事業に関する知見	ガバナンス・リスクマネジメント・法務	財務・税務・会計・金融市場	M & A・経営再建	商品企画・生産・技術	化学・工学・薬学・医学	ロジスティクス	国際経験・海外ビジネス
常勤監査役	□□ □□		●				●		●	
社外監査役	□□ □□	●	●	●	●	●				●
社外監査役	□□ □□□		●	●						●

※上記の内容は、取締役候補者の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

事業報告における「社外取締役を置くことが相当地でない理由」も削除されたが（改正前会社法施行規則二二四条二項）、施行日以後最初に到来する事業年度末時点で社外取締役不在の適用会社が、前述の経過措置を利用してその定時株主総会で社外取締役を選任する場合、事業報告には従前どおり当該理由を記載しなければならぬので注意を要する（改正省令附則二条二項）。

四 その他の役員選任議案に関する留意点

1 スキル・マトリックス

スキル・マトリックスとは、役員（候補者）の有する知識・経験・能力といったスキルを一覧表で示したものである。通常、横軸に、たとえば「経営経験」、「財務・会計」といったスキル項目を並べ、縦軸に役員（候補者）の氏名を並べて各役員（候補者）の有するスキル（各候補者に期待するスキルの場合もある）に●等の印をつけて表示する例が多い（図表4参照）。

このようなスキル・マトリックスを作成・開示することは、現在の役員・候補者の有するスキルや取締役会の多様性を確認し投資家と共有するのみならず、取締役会全体として有すべき知識・経験・能力のバランス等を整理し不足部分があれば候補者選定に反映させるべく活用していく点に意義があるといわれる（注一〇）。

コーポレートガバナンス・コードの改訂に向けて「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」で審議が行われているが、昨年の一二月一日に公表された同会議の意見書(5)ではコードに規定すべき事項がいくつか提言されている。その中でスキル・マトリックスについて「上場企業は、取締役の選任に当たり、事業戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル等を特定し、その上で、いわゆる『スキル・マトリックス』をはじめ経営環境や事業特性等に応じた適切な形で社内外の取締役の有するスキル等の組み合わせを公表するべきである」と提言している。現在のところ、スキル・マトリックスの公表がコンプライ・オア・エクスペインの対象としてコードに規定されるのか、一例として規定されるにとどまるかは明らかでないが、いずれにせよ今後上場会社の検討課題となる。

スキル・マトリックスは、「事業戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル等を特定した上で作成することが求められているから、表示するスキル項目は他社例の引き写しでは意味がない。事業戦略や取締役会の実効性評価などの結果も踏まえて自社の取締役会に備えるべきスキル項目を記載すべきこととなる。とはいうものの、各社共通して入れている必須項目はある。たとえば、取締役会がモニタリングモデルを採用するにせよ、マネジメントモデルを採用

するにせよ、企業経営に関する経験・知見を持つ者は必要なので「経営経験」は必須のスキル項目となる。また、コーポレートガバナンス・コード原則四―一では、監査役（監査等委員）に財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきとあり、事業報告にも財務・会計に関する相当程度の知見は記載事項となっていることから、これらのスキルも項目に入れる例が多い。これらに加えて、多様性を占めず情報（国籍あるいは国際経験、性別、在任年数）や、独立役員である旨の表示、就任する委員会などの情報を一覧表に付加する例もある。

前述したフォロワーアップ会議の意見書(5)では、「取締役会のスキル（知識・経験・能力）の構成の考え方は、取締役の選任に当たって適切に開示され、投資家との対話を通じて共有されることが求められる」としている。また、コードの補充原則四―一①においても、「取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである」と規定し、すでに多くの会社がコードに従って何らかの形でこの考え方を開示している（傍線はいずれも筆者による）。これらを踏まえると役員選任議案においてスキル・マトリックスを開示する際は単に表の開示にとどまらず、自社の事業戦略等を踏まえた取締役会の構成の考え方を記述情報としてマト

リックス表に付記することが望ましいと思われる。

2 その他

株主総会参考書類には、法定記載事項以外にも株主が議決権行使を行うに当たって有用となる情報は積極的に開示する必要がある。これは株主との対話促進の観点のみならず、無用な反対票を防止するためにも重要なことである。

候補者の性別、候補者の読み仮名、独立役員である旨の表記、取引先出身者である場合の具体的な数値による取引規模の開示（双方の売上高の〇%未満である等）、当該会社やその関連する組織出身である場合の退社年月の明示といった事項は機関投資家が求める情報としてよく指摘され、各社の対応も進んでいる（注一）。

コーポレートガバナンス・コード原則三―一(v)では法令で求められている社外役員の選任理由に限らず「取締役会が…取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明」を求めているため、社内の各候補者の選任理由も株主総会参考書類に記載することが定着してきた。全株懇調査によると、株主総会参考書類に社内の取締役候補者の個々の選任理由を記載した上場会社は回答上場会社一、五八六社中一、三五二社（八五・二%）となっている（全国株懇連合会「二〇二〇年度全株懇調査報告書」（二〇二〇年一〇月）三〇頁）。

候補者の写真を掲載する会社も増加しており、全株懇調査によると、選任議案があった回答上場会社一、四八八社中五三二社（三五・八%）となっている（二〇二〇年度全株懇調査報告書二九頁）。

3 継続会とした場合の役員選任議案の記載

本稿執筆時点において未だ新型コロナウイルス感染症の収束は不透明であるため、万が一継続会となった場合の留意点を簡単に記載しておく。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響により計算書類の確定や監査が終了せず、定款で定めた時期に開催した株主総会においては役員選任決議等の計算書類報告以外の議案を決議し、継続会において計算書類の報告を行うケースがみられた。この場合、当初株主総会と継続会は同一の株主総会なので、改選期にある取締役および監査役の任期は継続会の終了時までになると解されている。そこで、当初の株主総会で役員の改選を行いたい場合は、①当初の株主総会の決議により、当初の株主総会の時点で改選期にある役員の任期が満了するものとしてその後任を選任する方法と、②改選期にある役員が辞任した上でその後任を選任する方法の二つの方法が考えられる。いずれの場合も、登記申請時の添付書類である当初の株主総会の議事録に、それらの方法がわかるように記載されてい

る必要があるとされる（以上の記述は、法務省ウェブサイトの「商業・法人登記事務に関するQ&A」(二〇二〇年五月二十八日更新版)をまとめたものであり、検討する場合は法務局や司法書士と相談されたい)。前述のいずれかの方法を採用した場合には役員選任議案においても明記されている必要がある、その記載例が東京株式懇話会のウェブサイトで公表されているので参考になる(注一一)。

五 おわりに

改正省令の影響は以上述べた役員選任議案だけでなく、その他の議案や事業報告の記載事項に及ぶ。バーチャル総会を実施する場合や未だ収束しない新型コロナウイルス感染症に関する注記なども招集通知の記載に影響する。また、招集通知の電子化は施行時期が未定であり今年株主総会には影響しないが、施行されると法定では株主総会の三週間前に電子提供措置を開始しなければならず、取引所の規則でさらにそれより前に電子提供措置の開始を求める努力義務が規定される予定である(注一二)。この努力義務規定は施行を待たず今年の三月から実施予定であり、一層の早期開示が求められることになる。

以上の諸点を踏まえると今年度の招集通知作成に当たっては課題が多く慎重に対応する必要

がある。

(注一) 全国株懇連合会「株主総会参考書類モデル」(二〇二一年一月二二日。https://www.kabun.tokyo/data/data/laws/laws_4-3-1.pdf)。図表2 および図表3は同モデルの取締役・監査役選任議案に係る部分のみ抜粋して掲載した。

(注二) 神田秀樹ほか「座談会」令和元年改正会社法の考え方」本誌二二三〇号(二〇二〇)二九頁「竹林俊憲発言」、塚本英巨「会社補償・D&O保険の実務対応」本誌二二三三三〇号(二〇二〇)四〇頁。

(注三) 渡辺論ほか「会社法施行規則等の一部を改正する省令の解説」——令和二年法務省令第五二二号」本誌二二五〇号(二〇二〇)一四頁。

(注四) 全国株懇連合会「会社法改正に伴う各種モデルおよび事務取扱指針の改正について」(二〇二一年一月二二日。https://www.kabunkon.tokyo/activity/datastudy/study_2021_01.pdf) 八頁。

(注五) 石井裕介ほか編著『新しい事業報告・計算書類(全訂版)』(商事法務、二〇一六)五五六頁。

(注六) 石井ほか・前掲(注五)五六二頁。

(注七) たとえば、グラス・ルイスは重要な取引関係に対しては三年のクーリングオフ期間を設定している(同社ガイドライン二頁)。ISSも、候補者が当該企業と関連ある組織に所属していた場合に、投資家がクーリングオフ期間の適用をする際に退社時期の情報が不可欠であるから退社時期を判断できる情報が当該候補者の略歴にあるのが望ましいとしている(石田猛行「二〇一九年ISS議決権行使助言方針」本誌二一九二号(二〇一九)四五頁)。

(注八) スチュワードシップ・コード及びコーポ

レートガバナンス・コードのフォローアップ会議「コロナ後の企業の変革に向けた取締役会の機能発揮及び企業の中核人材の多様性の確保」(意見書⁵⁾。二〇二〇年二月一八日)二頁。

(注九) 法務省「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」(二〇二〇年一月二四日)六〇頁〜六一頁。

(注一〇) 奥山健志「取締役の『スキルマトリックス』作成上の留意事項」旬刊経理情報一六〇号(二〇二二)六一頁。同解説には、スキル・マトリックスの整理は候補者選定に直結するで作成過程において任意の指名委員会や独立社外取締役の関与を得る必要性なども指摘されている。

(注一一) 石田・前掲(注七)四四頁参照。

(注一二) 東京株式懇話会研究部「継続会開催を予定する場合の取締役選任議案の記載例(改訂版)にこころ」(二〇二〇年五月一九日。https://www.kabunkon.tokyo/activity/datastudy/study_2020_07.pdf)。

また、本文に記載した法務省のQ&Aは法務省「商業・法人登記事務に関するQ&A」(二〇二〇年五月二十八日更新版。http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho6_00076.html)を参照。

(注一三) 東京証券取引所「令和元年会社法改正に伴う上場制度の整備について」(二〇二〇年二月一七日。本件は、一月一八日にパブリック・コメントが終了し本稿執筆現在未公布のため、内容および実施日については正式版で確認願いたい。

(よしかわ・まゆり)